

研究紀要 第22号（2013年3月）抜刷
三重県埋蔵文化財センター

壬申紀「迹太川」小考

久志本 鉄也

壬申紀「迹太川」小考

久志本 鉄也

はじめに

本稿は、過日⁽¹⁾、四日市市民大学において、「古代の道—ヤマトタケルの道・大海人皇子の道—」と題して講演した内容を、「迹太川」に絞って再説するものである。

周知のように迹太川は、壬申の乱（672年）の折に大海人皇子が「天照太神」を「望拝」した川として、『日本書紀』に記されているが、この川が現在のどの川に当たるのかについて古来幾つもの説が唱えられてきた。

初めに、『日本書紀』の該当箇所を掲げておくが、迹太川へ至るまでの行程やその状況が分かるように、現在の三重県部分、即ち「隠駅家」から「桑名郡家」に至るまでを、適宜省略しつつ掲げることにする。（以下、引用はいずれも岩波古典文学大系『日本書紀下』に拠り、漢字は新字に直した）。

…夜半に及りて隠郡に到りて、隠駅家を焚く。…横河に及らむとするに、黒雲有り。広さ十余丈にして天に
経れり。時に天皇異びたまふ。則ち燭を挙げて親ら式を秉りて、占ひて日はく、「天下両方に分れむ様なり。
然れども朕遂に天下を得むか」とのたまふ。即ち急に行して伊賀郡に到りて、伊賀駅家を焚く。伊賀の中山に
遠りて、当國の郡司等、数百の衆を率て帰りまつる。会明に、薊萩野に至りて、暫く駕を停めて進食す。
積殖の山口に到りて、高市皇子、鹿深より越えて遇へり。…大山を越えて、伊勢の鈴鹿に至る。

…川曲の坂下に到りて、日暮れぬ。皇后の疲れたまふを以て、暫く輿を留めて息む。然るに夜曉りて雨ふらむ
とす。淹息むこと得ずして進行す。是に、寒くして雷なり雨ふること已甚し。駕に従ふ者、衣裳濡れて、寒
きに堪へず。乃ち三重郡家に到りて、屋一間を焚きて、寒いたる者を温めしむ。是の夜半に、鈴鹿関司、使
を遣して奏して言さく、「山部王・石川王、並に来帰れり。故、関に置らしむ」とまうす。天皇、便ち路直
益人をして徵さしむ。

丙戌に、旦に、朝明郡の迹太川の辺にして、天照太神を望拝みたまふ。是の時に、益人到りて、奏して曰
さく、「関に置らしめし者は、山部王・石川王に非ず。是大津皇子なり」とまうす。便ち益人に隨ひて參来る。
…天皇大きに喜びたまふ。郡家に及らむとするに、男依、駅に乗りて來て奏して曰さく、「美濃の帥三千人を
發して、不破道を塞ふることを得つ」とまうす。天皇、雄依が務しきことを美めて、既に郡家に到りて、先づ
高市皇子を不破に遣して、軍事を監しむ。…是の日に、天皇、桑名郡家に宿りたまふ。即ち停りて進さず。

さて、迹太川について近年有力だったのは朝明川説である。たとえば、『日本歴史地名大系第24巻三重県の地名』（平凡社、1983年5月）は、「朝明郡迹太川（現在の朝明川とされる）」（35頁）とし、『角川日本地名大辞典24三重県』（1983年6月）も、地名編「迹太川」の項目で、「朝明川に比定する説が有力」（732頁）とし、地誌編でも「迹太川（今の朝明川か）」（1281頁）としている。また、『四日市市史第16巻通史編古代・中世』（四日市市、1995年）も、「迹太川（朝明川）」（62頁）としている。無論、その名のとおり朝明郡を代表する河川として、「朝明郡の」を冠するものが最もふさわしいからでもあろうが、先に引いた岩波古典文学大系『日本書紀下』（1965年）が、その頭注⁽²⁾で「迹太川は朝明川」（390頁）と断定するような表現をとったことも大きかったのではないかと思われる。と

ころが、一般国道1号北勢バイパスの建設に伴って、平成11年度（1999）から、四日市市大矢知町において久留倍遺跡⁽³⁾の発掘調査が行われ、平成15年度（2003）までに官衙と考える他ない遺構が検出されるに及んで、それが当時の朝明郡家⁽⁴⁾であるとするなら、郡家には迹太川を経た後にたどり着くのであるから、久留倍遺跡よりも北に位置する朝明川が迹太川では説明がつかなくなってきたのである。そこで、岡田登氏は新たに海蔵川説を提唱され⁽⁵⁾、県内外の研究者にもその説に同調する方が複数現れ⁽⁶⁾、新たな通説となる可能性が出てきたのである。

それに対して筆者は、迹太川は現在の米洗川ではないかと考えるものである。迹太川が現在のどの川かなど、片々たる些事に過ぎないと思われるかもしれないが、当時の行程にかかる考察は、（本稿では触れていないが）駅路・駅家・諸官衙の整備状況とも密接にかかわってくることから、必ずしも意味のないことではないと考える。（以下地名等については第1図を参照のこと）。

1 従来の説

無論、これまで迹太川に比定されてきたのは、朝明川や海蔵川ばかりではない。他に町屋川（員弁川）や三滝川などが知られる。

町屋川（員弁川）説は、吉田東伍が『大日本地名辞書』⁽⁷⁾で採用しているが、「今繩生小向の間、官道の傍に遙拝所ありて、参宮の旅人尚此に詣づ。○按に迹太川は朝明川に非ずして、員弁川ならん、繩生遙拝所は員弁川に近くて、朝明川に遠ければなり」（795頁）というように、繩生と小向の間の官道（東海道）脇に遙拝所があるところから、最寄の河川として員弁川を想定したものである。また、当時「迹太川は朝明川」という考え方が一般にあったこともわかる。

ちなみに、この遙拝所について、安岡親毅は『勢陽五鈴遺響』⁽⁸⁾の中で次のように述べている。「迹保遙拝所繩生ト小向ノ間官道ノ右傍ニアリ東国ヨリ太神宮ニ詣スル諸客ニ此処ヨリ遙拝セシム（中略）按ニ壬申ノ乱ニ天武天皇三重郡ノ傾宮ヨリ桑名ニ到玉へる時此処ニシテ大神宮ヲ遙拝ノ例ニ倣ヒタルナリ」。また、迹太川について同書は、「紀ノ文ニ朝明郡迹太トアルニ其名ヲ帶フヘキハ今ノ朝明川ヲ的トスルニ他ヲ容ヘカラスト憶ヘリ」と、朝明川説をとっている。『大日本地名辞書』も、こうした記述を念頭において書かれたものであろう。

さらに同書の中で、吉田東伍は、「延喜式『朝明、駅馬十匹伝馬五匹』はあるは、今朝日村の地なるべし、壬申の乱に、天武天皇朝明郡迹太川辺に天照大神を望拝み給ふと云も此駅なり」⁽⁹⁾、「古の朝明駅家止保御厨など云は朝日の大字繩生に當る如し」⁽¹⁰⁾というように、繩生の地に「朝明駅家」を比定している⁽¹¹⁾。

このように、町屋川（員弁川）説は、三重郡（旧朝明郡）朝日町繩生付近に朝明駅家の所在地を求める説とかかわりがあるのだが、駅家ではなく郡家を繩生付近に求める説も並存している。たとえば笹山晴生氏は、先の『日本書紀下』の頭注で「朝明郡家。今、三重郡朝日町繩生の地か」とし、遠山美都男氏も『壬申の乱』（中公新書、1996）の中で、「朝明評家（…朝日町繩生付近か）」としている⁽¹²⁾。（ただし、両氏とも迹太川については、朝明川という立場である）。

ちなみに迹太川を、その最下流部が桑名・朝明両郡の郡界となっている町屋川（員弁川）に比定した場合⁽¹³⁾、その川辺を経た後到る朝明郡家は、朝明郡北限の繩生の地を指いて他あり得なくなる。また、「望拝」の後、郡家に到るまでの幾ばくかの行程を考えると、「望拝」の場所は繩生よりさらに下流の河口付近を想定せざるを得ず、そこから渡河することなく川沿いに繩生に向かったことになる。確かに、書紀には迹太川を渡ったとは明記されていないから、そのような行程も理屈上は考えられなくはないが、河口付近に広がるのは、近世に開かれた新田であり、一般論としても、駅家と駅家を結ぶ古代の官道（駅路）が、川幅も広く流路の不安定な氾濫原である河口付近を通ることは考え難いことである。

ひるがえって、繩生に郡家を比定する根拠も甚だ脆弱といわねばならない。その一つに、「朝日」という町名が「朝明」という旧郡名に通ずるものを感じさせ、さらには天照太神望拝の故事を喚起させることがあると思われるが、実はこの町名（村名）は、明治時代の町村制施行時に採用されたものであり、その経緯は『朝日町史』⁽¹⁴⁾によれば、次のようなものであった。「村用係（村会議員）たちが…朝明村にするよう申請した。しかし、郡長は郡名と同じであるとして許さなかったため、坂部（現四日市市）の国学者館通因に相談したところ、天武天皇が迹太川を越えて繩生、小向のあたりで朝日を拝まれたという故事があることを教えられ、それにちなんで朝日村として申請したところ許可になり、朝日村が生まれた」（95頁）。このように、古来からある地名から採用されたものではなく、事実は逆で、『日本書紀』記載事項に対する一学者の考証に基づく、新たな命名なのであった。

しかし、ある意味慧眼というべきで、周知のように、1986年11月、中部電力の鉄塔建設にかかる発掘調査によって、古代寺院跡⁽¹⁵⁾が劇的に確認されたわけである。したがって、繩生の地が、当時何らかの重要性をもった場所であったことは確かであろう。

次に、三滝川説は、『角川日本地名大辞典24三重県』⁽¹⁶⁾や『国史大辞典第13巻』⁽¹⁷⁾などで取り上げられているものだが、それは東大寺文書（『大日本古文書』所収）の記述に基づいている。同文書に、「三重庄」の四至として、「東布沼雪上埼 南遠河 西甘南淵山 北河多良河」と見えるが、この「遠河」こそが「迹太川」ではないかというのである。「布沼雪上埼」や「甘南淵山」は不詳であるが、北の「河多良河」が「阿久良河」の誤写で、アクラ川（海蔵川）だとすると、「遠河」は三滝川と考えるほかないという論法である⁽¹⁸⁾。しかし、それでは、迹太川は朝明郡の川であるという大前提が崩れてしまう。

同様に海蔵川も、やはり基本的に三重郡に属する川である。無論、時代によって郡界に多少の変遷はあったと思われるが、海蔵川は朝明郡との境界近くを流れる川ではあっても（河口部は郡界であっても）、朝明郡の川ではない。その川を「朝明郡の迹太川」というふうに表現するだろうか⁽¹⁹⁾。先の員弁川（町屋川）についても同様のことと言える。

そこで筆者は、「朝明郡家」とされる久留倍遺跡⁽²⁰⁾よりも南で、郡界である海蔵川よりも北という条件を満たす川として、現在の十四川か米洗川のいずれかであると想定し、最終的には米洗川に違いないと考えるに到った。その理由を以下で述べる。ちなみに、米洗川説は、つとに藤堂元甫が『三国地誌』⁽²¹⁾で唱え、『桑名志』⁽²²⁾や『北勢古志』⁽²³⁾も同様の考えを述べており、かつては有力な説であった。私見はそれらの再評価に他ならない。また、昭和三十六年版『四日市市史』も米洗川説に立っている⁽²⁴⁾。

一方、十四川説を唱える者は少なく、菅見では『布留屋草紙』⁽²⁵⁾が唱えている程度である。

ここで近世地誌類の諸説を年代順に整理しておくと、次のようになる。

- ・宝暦五年（1755）『三国地誌』 — 米洗川
- ・寛政元年（1789）『布留屋草紙』 — 十之川（十四川）
- ・天保四年（1833）『勢陽五鈴遺響』 — 朝明川
- ・天保六年（1835）『桑名志』 — 餘内川（米洗川）
- ・嘉永五年（1852）『北勢古志』 — ヨナヒ川（米洗川）

こうした近世地誌類を受けて、明治22年（1889）に宮内黙蔵が著した『伊勢名勝志』は、遙拝所については「繩生村ト小向村ノ間、官道ノ右傍ニ在リ」としながらも、「迹保川」については、谷川士清の『日本書紀通証』（宝暦元年・1751）を引いて、「即チ今ノ朝明川ナリ」とし、『三国地誌』や『桑名志』の米洗川説や、町屋川（員弁川）説を「皆取ル可ラズ」として退けている。即ち、朝明川説の強力な支柱が、谷川士清の『日本書紀通証』であったことがわ

かる。

では、以下において、筆者が迹太川を米洗川と考える理由を述べる。

2 状況証拠 その1 [水辺祭祀]

まず、「旦に、朝明郡の迹太川の辺にして、天照太神を望拝みたまふ」の解釈にかかわってくるが、「望拝」という文言に引きずられ、また今回、丘陵上に久留倍遺跡が見つかったことによって、「迹太川あたりの丘の上で…」というふうに思っていないだろうか。それなら、「〇〇の丘（山）で…」と記すはずである。これはやはり、「迹太川のほとりで…」と解すべきである。実際、『积日本紀』所引の『安斗智德日記』では、「於明朝郡迹太川上而拝礼天照天神」となっており⁽²⁶⁾、「川上」（かわのほとり）であることがわかる。（安斗智德というのは、吉野から大海人皇子に従った舎人であり、その同時代史料としての信憑性はきわめて高い）。現在のわが国の用字では、「川上」といえば川の上流を指すと考えられるが、諸橋轍次博士の『大漢和辞典卷四』を見ると判るように、「川上」は「川のほとり」または「川の表面」という用例である。「辺」もまた、「へり・ふち・ほとり」が本来の用字であって、「あたり」は二次的な用法である。真名（漢字）を受容したばかりのわが国にあっても、用字は同様であったと考えられる。したがって、「川辺」も「川上」も共に「川のほとり」を意味している。

では、川のほとりで何をしたか。「望拝」だけなら、それこそ最寄りの丘に登って行った方がいいだろう。また、単に禊を行っただけでもなかろう。では、何を行ったか。いわゆる「水辺祭祀」を行ったに違いない。一般に水辺祭祀はどのような川で行われていたのか。三重県内の発掘例では、松阪市深長町の杉垣内遺跡が知られる。おびただしい量（旧河道から169点）の斎串が出土したことから、これなどその後埋もれてしまったことからも解るように、幅「5～7m程度」の小さな川だったと推定されている⁽²⁷⁾。また、斎王が禊を行ったのも櫛田川本流ではなく、その派川である祓川だったといわれている。もっとも、当時は祓川が櫛田川の本流だったという説もあるが、地質学的な年代ならともかく、歴史時代においてそうだとすると、古くからある「櫛田」という地名にまつわるヤマトヒメ伝説⁽²⁸⁾が成り立たなくなってしまう。そう考えると、町屋川（員弁川）・朝明川・海蔵川・三滝川といった、比較的大きな河川を想定すること自体が、そもそも間違いなのではないかということに気づく。もっと小さな川だったのでないだろうか。だからこそ、敢えて「朝明郡の…」を冠せざるを得なかった。即ち、それは郡を代表する川だったからではなく、むしろ人口に膾炙していない川だったことの証左ではなかろうか⁽²⁹⁾。

水辺祭祀を行ったと考えるもう一つの理由は、ムゲツ氏の存在である。大海人皇子は吉野を発つ直前に、「村国連男依・和珥部臣君手・身毛君廣に詔して」、「汝等三人、急に美濃國に往りて、安八磨郡の湯沐令多臣品治に告げて、機要を宣ひ示して、先づ当郡の兵を發せ。…」（『日本書紀』）と命じている。即ち、側近中の側近に身毛氏がいたのである。身毛（牟宜都）氏というのは、美濃國武義郡を本拠地とした豪族であるが、後に『延喜式』「主水司式」に「牟義都首」の名が見えることからも解るように、水にかかる祭祀を以って天皇家に仕えたと考えられる。したがって、大海人皇子が迹太川のほとりで「天照太神を望拝」した際、何らかの水辺祭祀を行ったに相違なく、その方法はムゲツ氏流のものであったことが推定される。ちなみに、ムゲツ氏による水辺祭祀の様子は、岐阜県関市にある弥勒寺西遺跡（弥勒寺官衙遺跡群として国史跡に指定）である程度想像することができる。同遺跡でも杉垣内遺跡同様、多くの斎串が出土しているが、斎串は、『万葉集卷十三－3229』に「斎串立て神酒坐奉る…」と見られるように、「祭りの場の結界に用いる」⁽³⁰⁾ものだと考えられている。

3 状況証拠 その2 [聖なる川]

「米洗」という呼称がいつ頃生じたのか不明だが⁽³¹⁾、「米洗」という当て字も何らかの祭祀を喚起させないこともない。というのは、祭祀にかかわって「洗米」を供物として捧げたのではないか、というように考えることもできるからだ。藤堂元甫も、『三国地誌』の中で、「是洗米して以て神を祭り玉ふ処歟」(前掲刊本、89頁)と述べている。しかし実際は、往時は40軒を数えたという垂坂(米洗川上流域)の麹製造業と関係があろう。この麹造りについて次のような伝承がある。「垂坂の里は皇子が神宮を望拝のため御酒を供えるのに住民に麹を作ることをお教えになった。この麹の米をといでから、川の名を米洗川とも称え、以来垂坂においては毎年神宮への御贊として麹を調達し、また一般住民にも麹を作ることが許されたと伝えられている」(昭和36年版『四日市市史』、42~43頁)。無論、こうした伝承の常として、神宮への麹調進がまず事実としてあり、その起源譚として、迹太川辺での天照太神望拝の故事が採用されたのであろう。実際の由来は不明だが、米洗川上流域の垂坂が、神宮との特別な関係を意識していたことは確かであろう。

また、ずっと後のことだが、近世の絵図(第2図、寛政8年『朝明郡内桑名藩領絵図』)⁽³²⁾を見ると、米洗川が意外に大きく表現されていることに気づく。これは意識の中では実際以上に大きな存在であったことを反映していると考えられる。そして、その水源付近に位置するのが、有名な「垂坂の観音さん」こと垂坂山観音寺である。つまり、図像学的解釈からも、米洗川は「聖なる川」として意識されていたことがわかる。

垂坂山観音寺の開山は、元三大師こと慈恵大師良源と伝えられており、それだけでも既に古刹といっていいが、その末寺の一つと考えられているのが「斑鳩山大膳寺」である。寺伝(『垂坂山由緒と古文化財』)によれば、同寺はかなり広大な敷地を有していたらしいが⁽³³⁾、今から30年ほど前に南いかるが町(米洗川右岸)で行われた宅地開発に伴う一連の発掘調査では、明確な寺院遺構を検出することはできなかった。出土した瓦のうち、「もっとも古いものは平安時代初期の様式をもつ」⁽³⁴⁾とされるが、「明治末年に村民が開墾した際」に出土し、「現在いかるが神社などに保存されている」「鎧瓦と宇瓦」は、「ともに奈良時代以前のもので、法隆寺の古瓦に通ずる点から飛鳥、または白鳳時代のものと推定される」という(同書、9頁)。さらに、第5次調査(1981)では、土馬が出土しており⁽³⁵⁾、その付近が、祭祀の行われる場所であったことがわかる。

4 状況証拠 その3 [日待神事]

この大膳寺を別当寺としていたのが羽津の伊賀留我神社であるが⁽³⁶⁾、同社は大膳寺の北東、即ち鬼門に位置しており、聖なる川(米洗川)を挟んで、社寺が対になって立地したことになる。そして、この伊賀留我神社に「日待講」「日待神事」と呼ばれる行事が伝えられているのである。「日待」というのは、講仲間の家に神様をお迎えし、「夜どおしきていて、翌朝日の出を拝んでから別れるもの」⁽³⁷⁾で、全国的に見て格別珍しいものではないが、三重県では明確にこういう呼び方をする待ち事は、管見では他に見られない。それどころか、県内、特に中南勢で「日待」というと、ほとんど「農休み」のように受け取られてしまう。つまり、なぜこの地でのみ「日待」(日の出を待ってご来光を拝むこと)が「神事」となり得たのかという問い合わせざるを得ない。即ち、嵐の一夜が明けた朝、「迹太川の辺」で「天照太神」(太陽)を「望拝」した大海人皇子のイメージと重なるものがあるといえるのではないだろうか⁽³⁸⁾。

実は、伊賀留我神社は、羽津のほかにもう一社、県道上海老茂福線(通称:富田山城道路)をはさんで北側の茂福にもある。いわゆる論社であるが、祭神も共に「天照大御神(之)荒御魂神」(『神社明細帳』)で、日待神事も双方にある。羽津社(南社)の場所が本来なら米洗川に近いといつてもいいが、茂福社(北社)の場所が本来なら十四川の方が近いことになる。そして、この十四川も、米洗川と同程度に迹太川の要件を備えているのである。ここで

は個々の説明は避けるが、歴史の過程で両川に付与された（あるいは付着した）性格を整理すると次のようになる。

	米洗川	十四川
聖なる川という意識	水源に垂坂山観音寺	咒志（じゅし）→ 十四
神社・神事	⑩伊賀留我神社・日待神事	⑩伊賀留我神社・日待神事
望拝（遙拝）考証地	糠塚山（額衝山）*神奈備型	咒志（のろし）の松
考証地に建つ碑文	天武天皇神宮御遙拝所	天武天皇迹太川御遙拝所跡

このように、両川の性格には共通するものがあり、甲乙付け難い。そこで、その判断の手がかりを、伊賀留我神社の本来社の所在地に求めたいと思う。御巫清直は『伊勢国式内社検録』の中で北社とし、安岡親毅は『勢陽五鈴遺響』の中で南社としている。筆者は後者を支持したい。というのは、先に紹介した寛政8年（1796）『朝明郡内桑名藩領絵図』（第2図）を見ると、両社共に当時は「斎宮明神」と呼ばれていたことが分かるが、北社を祭る集落が「北鶴」であるのに対し、南社を祭る集落は「鶴」とのみ記されている。この表記は、南社を祭る「鶴」の方が本村ないし先行する集落であることを示していると思われる。よって南社（羽津社）を本来社と考える。

ただし十四川は、北社の古祭文で「トミノオ川」、御巫清直の『伊勢国式内社検録』で「富ノ小川」と記されており⁽³⁹⁾、これを「富小川」と記せば「トオカワ」となり得る。即ち、「迹太川」の音を「富小川」と記したことにより、「トミノオ川」と呼ばれるようになった可能性も考えられるのである。だが、これまた困ったことに、註31でも紹介したように、『勢国見聞集』では、「富の小川」を掲げて「垂坂より流るる川なり。米苗川とも称す」としており、米洗川もまた「富の小川」と称していたのである⁽⁴⁰⁾。

5 状況証拠 その4 [近世絵図]

以上が、いわば間接的な証拠であるとするなら、次に紹介するのは直接的な証拠といってよいものだが、如何せん時間的な隔たりが余りに大きいために、やはり状況証拠に留まるであろう。それは、文政13年（1830）刊行の『細見伊勢国繪圖』（第3図、正式名称『伊勢国大絵図全』）⁽⁴¹⁾であるが、その中では、現在の米洗川が「迹太川」と明記されているのだ。即ち、江戸時代後期においても、間違いなく現在の米洗川を迹太川と呼ぶことがあったのである。もちろん、あまねく迹太川と呼ばれていたならば、このような論争が起きるはずはないから、軽々に断定はできないが、近世絵図に「迹太川」と記されていることの重みは格別のものがあろう。また、先に紹介した、近世地誌類の多く（『三国地誌』『桑名志』『北勢古志』等）が、迹太川=米洗川説をとっていることも改めて傍証となろう。

この絵図そのものについての史料批判は筆者の手に余るが、『四日市市史第六巻史料編絵図』（四日市市、1992）の解説によれば、「版元は『京都書肆 山城屋佐兵衛 吉野屋仁兵衛』といった京都の版元2名連記のものと、『京都書肆 山城屋佐兵衛 吉野屋仁兵衛 菊屋喜兵衛』の版元3名連記のもの」とがあり、「山城屋佐兵衛・吉野屋仁兵衛のコンビ、もしくはどちらかが名を連ねる刊行国絵図が多いことは、この頃の特徴」（52頁）だそうである。「ただし、両者ともに『享保以後 版元別書籍目録』（坂本宗子編 清文堂 昭和57年（1982））をみても、その名前が出てこず、いわゆる大手の書林ではない。それでも地図刊行ではその名がよく出てくる」（53頁）としている。即ち、現在の大手出版社と地図専門出版社の関係に等しいといえるだろう。また、平成19年（2007）に人文社が、『復刻古地図』シリーズの一冊としてこの絵図を刊行したことからもわかるように、近世の伊勢国絵図を代表する（或いは最も広汎に用いられた）一鋪といってよいのではないだろうか。そのような絵図で「迹太川」の名が用いられていることは、先に述べたごとく格別の重みがあると受け止めるべきであろう。なぜなら、当時の人々にとって、

それが違和感のない呼称として通用していたことを意味するからである。

さらにいえば、再び第2図を見ていただきたいが、米洗川のほとりに「八幡出郷」として「田一場」という字があるのが目に入るであろう。近世～近代の文書類では「田市場」と表記されていることが多い「市場」という用語にとらわれてしまいがちだが、実はタイチに意味があったのである。即ち「タイチ場」＝「太一場」であったのではなかろうか。「太一」は直接的には北極星ないし天帝を指すものだが、我が国ではしばしば伊勢神宮の符牒として用いられてきた。また天の至高神であるという回路を経てアマテラスとも習合することになった。そのような地名が米洗川のほとりに遺っているのである。無論筆者は近世絵図から推定される遺称地を、一足飛びに書紀の記述に結びつけようというのではない。おそらくは、朝明郡が神郡となった寛仁3年（1019）以降のある時点で、現地を訪れることが多いなった神職層によって比定されたものと思われるが、地域伝承等を踏まえ、当時なりに最も妥当性を有すると判断された場所が選ばれたことも確かであろう。

以上述べてきたことから筆者は、壬申紀の「迹太川」は現在の米洗川に違いないと考えるものである。大方のご批判を請う。

最後になりましたが、本稿の発表を薦めて下さった山田猛氏と、その機会を与えて下さった関係諸氏に感謝申し上げます。

（2010年11月1日脱稿、11年10月16日補訂、12年10月5日再訂）

【註】

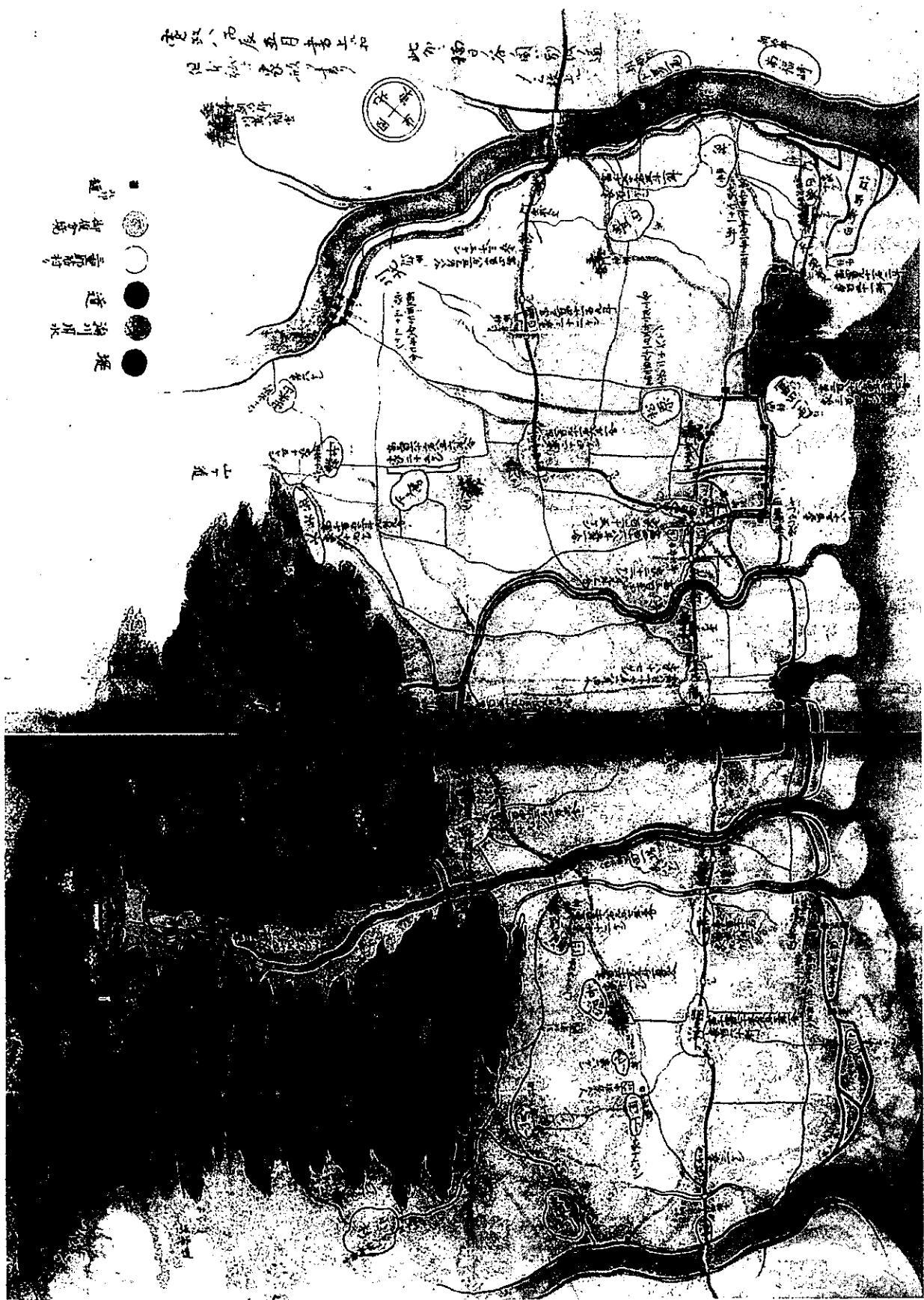
- (1) 平成20年（2008）11月14日、四日市市文化会館第3ホールで行われた。
- (2) 天武紀の注解者は笹山晴生氏。
- (3) 平成18年（2006）7月、「久留倍官衙遺跡」として国史跡に指定された。
- (4) 壬申の乱当時はまだ「評家」であるが、本稿では便宜上書紀の表記「郡家」に統一する。
- (5) 岡田登「壬申の乱及び聖武天皇伊勢巡幸と北伊勢－朝明郡家跡の発見を契機として」『史料』第191号 皇學館大学史料編纂所 2004
この中で同氏は、「(三流川との)合流点以東の海蔵川を『遠河』と呼んでいた可能性が高い」とされているが、必ずしもその論拠は明確ではない。
- (6) 倉本一宏『戦争の日本史2 壬申の乱』吉川弘文館 2007、山中章「久留倍官衙遺跡と二人の天皇」「久留倍官衙遺跡と朝明郡」久留倍官衙遺跡を考える会 2008
- (7) 「迹太」『大日本地名辞書第二卷上方』富山房 1900 ※ただしここでは増補版（1969）に拠った。
- (8) 天保4年（1833）に完成。ここでは三重県郷土資料刊行会が三重県郷土資料叢書として昭和50年（1975）に刊行した刊本に拠った。
- (9) 前掲註（7）「朝明郡」
- (10) 前掲註（7）「額田郷」
- (11) ただし「日本書紀」では、「隕駅家」「伊賀駅家」は記載されているが、「朝明駅家」は記載されていない。三重郡や桑名郡も、「郡家」は記載されているが、「駅家」は記載されていない。「延喜式」に記載があるからといって、壬申の乱時まで遡り得るかという点に関しては、なお一考を要する。
- (12) 先の註でも記したが、「日本書紀」には、「三重郡家」「桑名郡家」は記載されているが、「朝明郡家」とは明記されていない。したがって、「望拝」の後向かった「郡家」は「朝明郡家」ではなく、「桑名郡家」だった可能性もあることを指しておきたい。
- (13) ただし町屋川は、本多忠勝によるいわゆる「慶長の町割」によって、流路の付け替えが行われ、庵川等を利用して規割りとしたと伝えられている。
実際、享和2年（1802）に成り、文化元年（1804）に刊行された「久波奈名所図会」の冒頭近くに掲げられた「益田庄桑名三崎天正元龜以前之図」を見ると、町屋川は三筋の流れとなって現桑名市街を流れ、その最南辺を通る流れは、矢田の北を東流し小貝須・地蔵の北で伊勢湾に貫けている。また、町屋川という名称自体も、町屋のある場所を流れていることに由来するといわれている。したがって近世以前においては、員弁川（町屋川）は、その最下流部でも郡界ではなかった可能性がきわめて高い。つまり町屋川は桑名郡の河川であって、朝明郡の河川ではない。そういう意味でもこの説は成り立たない。
- (14) 栗田秀夫著。朝日町発行。昭和49年（1974）刊。
- (15) 同所は、昔から古い瓦が出るということで、地元では「金光寺跡」として知られていたが、改めて「繩生廃寺」と命名された。『繩生廃寺跡発掘調査報告』（朝日町教育委員会、1988）で早川裕己氏は、「繩生廃寺塔は7世紀後葉～8世紀初頭に造営され、8世紀後半に屋瓦の一部や基壇化粧の瓦積を修理し、9世紀中葉には廃絶した」としている。塔心礎から出土した唐三彩碗や舍利容器等は、「塔心礎納置品」として、平成元年（1989）に国の重要文化財（考古資料）に指定され、寺院跡自体も、平成19年（2007）に県史跡に指定された。

- (16) 昭和 58 年 (1983)、角川書店刊。「三重莊」の項に「比定地は不明であるが、南限の『遠河』 = 遠太川を三滝川と比定すれば、河多良河 = 海蔵川と比定され、四日市市生桑町あたりに求められる。『遠河』 = 遠太川を朝明川とすれば、朝明郡内となる。」(1003 頁) とある。
- (17) 平成 4 年 (1992)、吉川弘文館刊。「三重莊」の項（倉田康夫氏執筆）に「同莊比定地の詳しいことはわかっていないが、南の遠河（遠太川）を三滝（みたき）川、北の河多良河を海蔵（かいぞう）川に比定すれば、現在の四日市市生桑（いくわ）町あたりではないかといわれている。」(270 頁) とある。
- (18) この東大寺文書の四至について、山田猛氏より南北を取り違えて書いたのではないかとのご教示を得た。もし原史料が「北遠河 南河多良（阿久良）河」であったとすれば、本稿が敢えて米洗川説を補強するまでもなく、遠太川（遠河）は現在の米洗川となるであろう。ただしその場合、三重莊が三重郡ではなく朝明郡に属してしまうことが新たな課題となるが、次註でも記すように、郡界は時代によってかなり流動的であったとも考えられる。特に南北を誤写したと考えた場合に想定される三重莊の範囲は、朝明川というよりもむしろ海蔵川流域といって差し支えない地域であって、原郡界が自然境界に依拠したとすれば、当時は朝明郡ではなく三重郡であったことも考えられる。ただし、同地域の条里の指向性は朝明郡と一致しており、三重郡よりは朝明郡に親縁性を有している。
- (19) ただし、「神鳳鈔」では「止保（遠保）御厨」は三重郡に記載されているので、前注と重複するが、朝明郡と三重郡の境界は時代によってかなり流動的であり、「三重莊」当時の「遠河」が三重郡の川であっても差し支えないという考え方もあり立つ余地は残る。実際「寛御厨檢田馬上帳」「平安遺文二三三三号」に記された十七里を後世の三重郡の範囲に収めようとすればかなり無理があり、仲見秀雄氏は『伊勢湾岸地域の古代条里制』（東京堂出版、1979）の中で次のように述べている。「三重・朝明郡界が古代はさらに北方約三里位の線にあったとすれば別であるが、現境界では・朝明郡内に一部入り込んだ地点から一里を起算せねばならぬ」(68 頁)。即ち当時の郡界が、後世よりも朝明郡に寄っていた可能性があるのである。
- 「止保（遠保）御厨」の所在地は未確定であるが、遺称地としては遠保神社（四日市市山之一色町）を挙げることができる。ちなみに同神社は、水系的には、海蔵川支流の部田川に臨んでいるが、垂坂山観音寺の背後といってよい位置を占めている。
- (20) 『三重県史資料編考古 2』（三重県、2008）の中で、服部芳人氏は、「本遺跡の発見により、朝明郡家（郡衙）・朝明の行宮（頤宮）は、まさに久留倍遺跡である可能性が確実視されている」(747 頁) とし、ほか多くの論者が、久留倍遺跡を朝明郡家と推定しているのが現状である。
- (21) 藤堂藩伊賀上野城代であった藤堂元甫が編纂した、伊勢・伊賀・志摩三国の地誌。勢志二国は宝暦 10 年 (1760) に成り、伊州は元甫没後の宝暦 13 年 (1763) に成った。その中で、米洗川について、「按、鶴村と別名との、中間にあり、是謂ゆる遠太川なるべし」(89 頁) としている。ここでは『大日本地誌大系 32 三国地誌第一巻』（雄山閣、1976）に掲った。
- (22) 桑名藩の儒者片山恒斉が、天保 6 年 (1835) に著した桑名藩の地誌。遠太川については、「今餘内川ト云 鶴ノ西額突山ヨリ出茂福八幡ノ間ヲ經テ海ニ入ル（後略）」と記している。ここでは、北勢史談会郷土資料刊行部が、昭和 28 年に桑名郷土誌叢書として刊行した贈写版本和綴本に掲った。
- (23) 桑名の国学者黒澤翁満が嘉永 5 年 (1852) に著した、桑名・員弁・朝明三郡の地誌。遠太川については、「此川ハ鶴村ノ西額突山ヨリ出テ茂福八幡ノ間ヲ東ヘ流レテ終ニ海ヘ落ル川ニテ今ハヨナヒ川ト云也（後略）」と、「桑名志」をなぞったような内容となっている。ここでは、『桑名志』と同じく、北勢史談会が昭和 28 年 (1953) に刊行した贈写版本に掲った。
- (24) 壬申の乱について「白鳳元年六月二六日の朝、朝明郡の遠太川（米洗川）の辺りに進み、小高い額突山にて皇太神宮を望拝して祈願をこめ、ついで朝明の郡家をへて桑名に着かれた」(42 頁) と記している。ちなみに、ほぼ同時期に刊行された『桑名市史本編』（桑名市教育委員会、1959）は、遠太川を「今の朝明川」としている。
- (25) 寛政元年 (1789)、松本村（現四日市市）在住の古谷（屋）久悟が著した地誌。鈴木敏雄が校訂し、昭和 44 年 (1969) に、三重県郷土資料刊行会が三重県郷土資料叢書として刊行した刊本に掲れば、伊達本では「朝明遠保ニテ大神宮ヲ遙拝シ玉フ所也テ今号齋 此所ヨリ流ル川ヲ十之川ト云」とし、大西本では「此所ニ來天照大神ヲ遙拝シ玉フ朝明遠保是也 其旧跡齊ト号此川流を十シ川ト云」というように、表記は異なるが共に十四川を遠保川としている。
- (26) ここでは前掲註（6）巻頭グラビア写真に掲った。
- (27) 河瀬信幸「松阪市深長町 杉垣内遺跡」『昭和 61 年度農業基盤整備事業地域埋蔵文化財発掘調査報告 I - 本文編 -』三重県教育委員会 1989 (71 頁)
- (28) たとえば『勢陽五鉢遺響』（刊本卷四）に「櫛田ノ名義旧ハ竹田ト名ク処ニシテ御厨落セヨリ櫛田ト名ク倭姫命ヨリ後ノ名ナリ…」(8 頁) とある。
- (29) 実際、同紀でも隠（名張）郡の横河（名張川）については、「隠郡の」を冠していない。周知のように、孝德紀大化二年正月条で「凡そ畿内は、東は名張の横河より以来」と規定されており、当時の横河は畿内の東限として遼く人々に知られた河川だったので、規定条以外では郡名を冠する必要がなかったのであろう。
- (30) 金子裕之編『律令期祭祀遺物集成』昭和 61 ~ 63 年度科研費補助金総合研究 A 「日本古代の律令制神祇祭祀の成立過程と構造の研究」研究成 果報告書 II 1988 (202 頁)
- (31) 『三国地誌』では既に「米洗川」と記しているが、「桑名志」では「餘内川」、幕末の『勢国見聞集』では、「富の小川」という呼称とともに、「米苗川とも称す」としている。
- (32) 『四日市市史第六巻史料図録（絵図集）』（四日市市、1992 年 96・7 頁）に掲載されているものだが、見開き頁となっているため、ここでは『歴

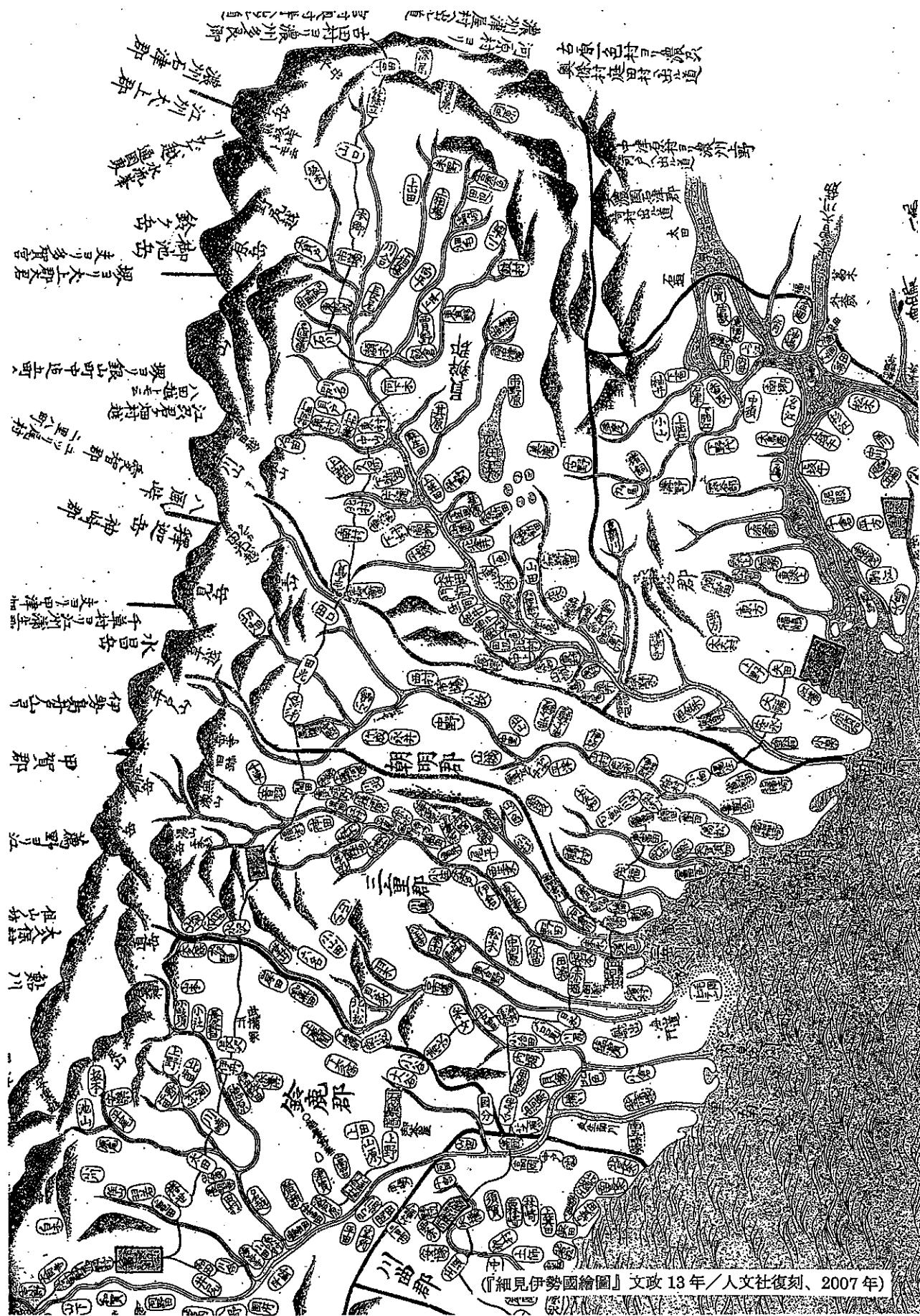
- 史のまち ふるさとおおやち昔ばなし』(大矢知歴史研究会、2011 81 頁)に折り込まれたものを用いた。
- (33) 北野保ほか『四日市市埋蔵文化財調査概要報告 14 大膳寺跡』四日市市教育委員会 1987 (12 頁)
- (34) 前掲註 (33) 14 頁
- (35) 森逸郎ほか『四日市市埋蔵文化財調査概要報告 18 大膳寺跡』四日市市教育委員会 1982
- (36)『式内社調査報告第七卷東海道 2』皇學館大学出版部 1977 (417 頁)
- (37)「二十三夜塔」「年中行事覚書」(『定本柳田國男集第十三巻』筑摩書房) 142 頁
- (38) ただし、現在の「日待ち講」「日待ち神事」は、2 月に行われており、壬申の乱の時期(旧暦 6 月)とは大きく異なる。これについては、後世のある時期に、嚴寒期の太陽に一陽來復を求める心性と習合したと考えられないだろうか。前後するが、この地域に居住した人々が、壬申の乱における天武「望拝」を意識する(させられる)ようになったのは、朝明郡が神郡に施入された寛仁元年(1017)以降のことであろうと考えている。それ以後一層盛んになったであろう禪宜・権禪宜層の教宣活動によって、記紀の故事が人々に植え付けられていったのではない。垂坂の麁をめぐる起源譚など、その最たるものであろう。つまり、たとえ地元で伝えられていなかったとしても、神宮の神職層には米洗川が迹太川であるとの認識があったからこそ、その故事を利用して神郡経営を行ったのである。
- (39) 前掲註 (36) 414 頁
- (40)「富の小川」というのは、本来大和の班鳩(鶴)にかかる歌枕である。古くは『日本靈異記』(上巻第四の様)に「鶴の富の小川の絶え巴こそわが大君の御名を忘れめ」(板橋倫行校注)と見え、その後も『拾遺和歌集』『新千載和歌集』等に類歌が収録されている。しかしそ後の変遷の中で、現在の奈良県班鳩では「富雄川」(とみおがわ)と呼ばれている。即ち、「の」が脱落し「小川」が「雄川」と好字化したのである。このように「の」の脱落があり得るとなれば、実際にこの地で生起したことはその逆で、「迹太川」が「富小川」と書かれたことによってやがて「富の小川」とも呼ばれるようになったのではなかろうか。
- (41) ここでは人文社が復刻古地図シリーズの 1 冊として平成 19 年(2007)に刊行したものを用いた。



第1図 関連地名位置図 (1:40,000) [陸地測量部 明治31年修正 四日市、明治44年改版 桑名]



第2図 「朝明郡内桑名藩領絵図」(寛政8年)【「歴史のまち ふるさとおおやち昔話」2011年より】



第3図 「細見伊勢國繪圖」(文政 13 年) [人文社復刊 2007 年より]